

## ○工学院大学大学院学費納入規程

(趣旨)

第1条 工学院大学大学院(以下「本学」という。)の学費および学費の納入については、大学院学則による他、この規程に定めるところによる。

(学費の内訳)

第2条 学費とは、大学院学則第40条のとおりとする。ただし、大学後援会費、校友会費等(以下「委託徴収金」という。)も学費に準じて取り扱うものとし、納入金額および納入期日は別表第2のとおりとする。

(学費の納期)

第3条 学費は前期、後期の2回分納とする。ただし、前期分納入時に全納することを妨げない。

2 学費納入期日および学費有効期間は別表第1のとおりとする。

3 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

4 納入期日を超えた未納期間は最長3ヶ月とし、未納期間内に学費を納入しない者は学則第39条の定めにより扱う。

(再入学者の学費)

第4条 大学院再入学規程の第7条に定めたとおりとする。

(休学者の学費)

第5条 休学を許可された者の休学中の学費は、大学院学則第35条のとおりとする。

(年度途中の修了者または退学者の学費)

第6条 年度の途中で修了または退学する者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

2 日付をさかのぼって退学を願い出ることはいできない。

(納入方法)

第7条 本学所定の振込票を用いて、第3条に定める納入期日までに電信扱により銀行から振り込まなければならない。

2 振込票は、年度始めおよび9月中旬に、学生本人あてに送付する。ただし、願い出があれば保証人に送付することができる。

(学費延納の願い出)

第8条 第3条に定める納入期日までに学費を納入できない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生本人および保証人連署の願い出により学費の延納を許可することがある。

(1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け納入が困難となった場合

(2) その他、やむを得ない理由があると認められた場合

2 前項の場合は、未納期間内に、所定の学費延納申請書に次の書類を添え、本学学生支援課を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 前項第1号に該当する場合は、被災証明書

(2) 前項第2号に該当する場合は、理由を証明する書類

3 延納を許可された者は、学費を支弁する準備ができ次第ただちに納入しなければならない。

(既納の学費)

第9条 すでに納入された学費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 重複または超過納入になった学費がある場合
- (2) 別表第1に定める学費有効期間内の休学または退学の願い出の時点で、翌期の学費が前納されている場合。ただし、休学を許可された者が翌期の学費を前納している場合は、免除される額を返還する。
- (3) 年度途中で修了になった場合で、翌期の学費が前納されている場合

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 別表の整備。
- 3 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学費改定に伴い別表の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月19日から施行する。
- 2 常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学費未納期間を定め、滞納者への学則上の扱いについて明記する。
- 3 学費延納者の扱いについて改める。

別表第1

学費納入期日および学費有効期間

	期別	納入期日 注)	未納期間を経ての納入期日 注)	学費有効期間
工学研究科	前期分	4月15日	7月15日	4月1日～9月30日
	後期分	10月15日	翌1月15日	10月1日～翌年3月31日

注) 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

別表第2 (第2条関係)

委託徴収金 納入金額および納入期日 (単位 : 円)

		納入金額	納入期日
学生教育研究災害傷害保険料		修士 2,430 博士 3,620	入学金と同時
後援会費	入会金	15,000	入学金と同時 注)
	会費	13,000	1年次：入学金と同時 2年次以降：4月15日
同窓会費		10,000	最終年次の4月15日 注)
校友会費		20,000	最終年次の4月15日 注)

注) 本学卒業生は全額免除とする。